

D V 被害者について

次の者については、申込資格（３）に代わり、次のいずれかに該当する人は単身入居ができます。

1. ① 各都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしている施設で一時保護を受け、保護が終了した日から起算して５年を経過していない者。
- ② 被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が出した退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していない者。

2. 提出書類は次のとおりです。

- ・住民票記載事項証明書
（現在住んでいる住宅全員分で転入年月日・生年月日・性別・世帯主との続柄が記載されたもの。）
- ・次のどちらかの書類
（１）婦人相談所の証明書（規定様式）
（２）裁判所の保護命令決定書の写し
- ・離婚していることのわかる書類または離婚の意思がわかることの書類